# 公共建築物における高島市内産材の利用方針

平成 2 5 年 3 月 8 日 高 島 市

この方針は、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」(平成22年 法律第36号。)第9条第1項の規定および滋賀県が定める「公共建築物における滋 賀県産木材の利用方針」(平成24年2月29日)に基づき、公共建築物における木材 の利用促進の意義および効果、木材の利用促進のための基本的事項、市内産材の適切 な供給に関する事項等について定め、公共建築物への木材の利用促進を通じて、高島 市の森林の健全な育成や循環型社会の形成に資することを目的とします。

## 1. 公共建築物における木材の利用促進の意義および効果

## (1) 木材の利用促進の意義

一般的に森林は、水源のかん養、山地災害の防止、地球温暖化の防止、自然環境の保全、保健機能の発揮、林産物の供給など、多面的な機能の発揮を通して市民生活や地域経済に重要な役割を果たしています。このため、森林の適正な整備や保全を図ることにより、森林の有する多面的な機能を持続的に発揮させることが重要です。

高島市の森林面積は36,966haで、市の陸地面積の72%を占めています。また、民有林は32,205haあり、そのうちスギを主体とした人工林は15,121haで、人工林率は47%と県内平均の44%を上回っています。これらの人工林は戦後植林され、利用可能な段階を迎えつつありますが、その利用は低調で、木材価格も低迷していることなどから、林業の生産活動は停滞し、森林の有する多面的な機能の低下が懸念される状況になっています。

このような中、木材の需要を拡大することは、林業の振興を通じて高島市の森林の適正な整備につながり、森林の有する多面的な機能の持続的な発揮に寄与するとともに、地域経済の振興に大きな役割を果たすことになります。

#### (2) 木材の利用の効果

高島市では、これまでも朽木東小学校および朽木中学校の体育館の改築にあたっては、「自分たちの地域で育った木で造られた建物を郷土の誇りとする」との方針のもと、建築で使用する木材を学校林等で調達するなどにより利用に努めてきました。

しかしながら、高島市の公共建築物における木材の利用はまだまだ少ないことから、利用を拡大する余地が大きく、施設の整備にあたって木材を使用することにより、需要の増加が期待できる状況です。また、公共建築物は、広く市民に利用されることから、これらに木材が使用されることにより、市民が木とふれあい、木の良さを実感する機会を広げることが可能になります。さらには、その取組状況や効果について情報発信することにより、木材の特性や利用促進の意義について市民の理解の醸成を効果的に図ることにつながります。

このようなことから、公共建築物に重点を置いて木材の利用促進を図ることにより、木材利用の拡大といった直接的な効果はもとより、住宅等の一般建築物における木材利用の促進、さらには工作物の資材、各種製品の原材料としての木材利用の拡大といった波及効果をも期待できるようになります。

## 2. 木材の利用促進のための基本的事項

# (1) 木材の利用目標

公共建築物においては、過去、防火対策や耐震性の懸念から鉄筋およびコンクリート造りが志向されたことにより、木材の利用は低調にとどまっています。このため、木材の利用促進の意義を踏まえ、高島市が整備する公共建築物については、可能な限り木造化または内装等の木質化を図ることとします。また、木造化または内装等の木質化にあたっては、高島市内の森林から産出された木材(以下「市内産材」という。)を積極的に使用することとします。

# (2) 積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲

公共建築物の整備においては、建築基準法その他の法令に基づく基準で、耐火建築物とすること、または主要構造部を耐火構造とすることが求められていない低層の公共建築物において、木造化を促進するものとします。ただし、災害時の活動拠点、危険物を貯蔵または使用する施設など、当該建築物に求められる機能等の観点から木造化になじまない、または木造化を図ることが困難であると判断される建築物については、木造化を促進する対象としないものとします。

# (3) 公共的な施設における市内産材利用の促進に関する事項

高島市以外の者が整備する公共的な施設にあっても、当該建築物が広く市民に利用され、市民の文化・福祉の向上に資するなど公共性が高いと認められる施設については、積極的に市内産材を使用し、木造化および木質化を促進するものとします。なお、この場合の公共的な施設とは、医療施設(病院、診療所等)、社会福祉施

なお、この場合の公共的な施設とは、医療施設(病院、診療所等)、社会福祉施設(高齢者福祉施設、児童福祉施設、障がい者福祉施設等)、教育施設(幼稚園等)、自治会施設(集会所等)等とします。

#### (4) 木造建築物以外への市内産材の利用促進

公共建築物等における市内産材の利用促進にあたって、木造化が困難と判断される建築物においては、エントランスホールや廊下など、市民の目に触れる機会が多い部分を中心に、内装等の木質化を促進するものとします。

また、公共建築物等において使用される机、いす、書棚等の備品、内装材や木製建具については、市内産材を原材料として使用することに努めるとともに、暖房器具やボイラーについては、木質バイオマスを燃料とする器具の導入に努めることとします。

さらには、市が実施する建設工事における工事看板および資材、ならびに公共施設の工作物等においても、利用可能な工種・工法等において市内産材の利用に努めるものとします。

## (5) 公共建築物等の整備において考慮すべき事項

公共建築物等の整備や備品、建設工事における資材および工作物等への市内産材の活用にあたっては、導入コストの適正な管理にとどまらず、維持管理および解体・廃棄等のコストについても考慮する必要があります。このため、一般に流通する木材の効率的な使用、部材の点検・補修・交換が容易な構造とするなど、計画・設計の段階から導入コストのみならず、維持管理、解体・廃棄等のコストを含むライフサイクルコストについても十分検討するとともに、利用者のニーズや木材の利用による付加価値等も考慮し、これらを総合的に判断したうえで、市内産材の利用に努めるものとします。

(注)ライフサイクルコスト:製品や建築物などの費用を、導入・使用・廃棄の段階をトータルして考えたもの。

### 3. 市内産材の適切な供給に関する事項

## (1) 関係者の連携

公共建築物等における木材の利用促進のための基本的事項を踏まえ、素材生産部門、製材部門、木材流通部門、木材利用部門等の関係者の適切な役割分担と関係者相互の連携を図りながら、公共建築物等の整備に供する市内産材の適切な供給に努めます。

また、市内産材の供給にあたっては、滋賀県および国の各機関との連携にも努めるものとします。

## (2) 素材生産部門

公共建築物等における市内産材の利用を促進するためには、柱と柱の間隔が長い、 天井が高いといった公共建築物等の構造的特性に対応した市内産材が、利用に見合ったコストで円滑に供給される必要があります。このため、森林組合や素材生産業者等の林業従事者が、路網の整備、施業の集約化、高性能林業機械の導入等による林業の生産性の向上、市内産材の需給に関する情報の共有などにより、ニーズに応じた適正な供給に取り組めるよう支援するものとします。なお、木材の供給にあたっては、合法性が証明された木材の供給体制の整備に取り組むこととします。

また、森林の有する多面的機能の発揮と市内産材の安定的な供給とが調和した森林資源の持続的かつ循環的な利用を促進するためには、無秩序な伐採を防止するとともに、的確な再造林を確保するなど、市内産材の供給と森林の適正な整備の両立を図ることが重要です。このため、林業従事者等が中心となって、森林の適正な整備および保全に努めていきます。

(注) 合法性が証明された木材:森林の伐採にあたって、伐採届等の法令に基づく手続が適切になされた木材をいう。

#### (3) 製材部門

公共建築物等の市内産材の利用推進にあたっては、木材の利用の動向やニーズに 応じた適切な供給が必要であり、低コストで品質や性能の高い製材品の生産体制の 構築や、製材品の高度化に必要となる技術を有する人材の確保および高度化のため の機械器具が必要になります。このため、製材事業体の施設の充実や乾燥および製 材技術の習得など、製材品の品質向上およびコスト削減を促進します。

# (4) 木材流通部門

公共建築物等の整備における市内産材の利用を促進するためには、公共建築物等の整備計画の情報提供に努めるとともに、これらの整備に対応した高品質で適正な価格の市内産材の供給およびその品質、価格等に関する情報の把握に努める必要があります。このため、様々な需要に対して適切に応えられるよう、需給調整や効率的な集出荷を行う流通調整機関の整備を推進します。また、貯木場などの流通拠点の整備を支援し、市内産材の流通体制の合理化および強化を推進します。

## (5) 木材利用部門

現状では、公共建築物等における木造化および木質化の割合は低く、部材としての木材の利用が低調にとどまっていることから、木造化および木質化のための設計や施工技術の情報も不足しています。このため、木造化および木質化のための設計や施工に関する整備事例や技術情報の普及啓発に努め、施設整備担当者や設計者、施工者の理解の促進を図ります。

また、備品等への市内産材の活用にあたっては、求められるニーズに応じた備品が供給できるよう需要把握に努めるとともに、ニーズに応じた供給となるよう製品開発の支援に努めます。

# 4. 普及啓発に関する事項

高島市の公共施設のうち木造化および木質化した施設の管理者は、施設の来訪者に木の温もりや香りなど木の良さ等の普及啓発に努めるものとします。また、高島市以外の者が整備する公共的な施設においても、積極的な市内産材の利用を整備主体に呼びかけ、理解と協力が得られるよう努めるものとします。

#### 5. 市内産材の利用の促進のための体制の整備

公共建築物等における市内産材の利用の促進を効果的に図っていくため、高島市の各部局間の円滑な連絡調整、利用の促進に向けた措置の検討等を目的に「高島市市内産材利用推進連絡会議」を設置します。

「高島市市内産材利用推進連絡会議」は、次の部局によって構成します。ただし、状況によって他の部局の参画を求めることができるものとします。

- •総務部:財政課、契約検査課
- · 政策部:企画広報課
- · 市民環境部: 市民活動支援課
- 健康福祉部:障がい福祉課、長寿介護課、子ども局子育て支援課
- · 土木交通部: 土木課、都市計画課
- 産業経済部:農業振興課、森林水産課、商工振興課、観光振興課
- · 高島市民病院: 施設管理課
- ・教育委員会事務局:教育総務課、社会教育課、市民スポーツ課